



# 国民健康保険のお知らせ

問合せ 健康保険課給付資格担当 (☎423・9457)、賦課担当 (☎423・9458)

## 国民健康保険制度が変わります

4月から、府と市町村が共同保険者となって国民健康保険の運営を行います。府が財政運営の責任主体となることで、府内統一基準を設け、加入者間の公平化と運営の安定化を図ります。

市町村は引き続き、被保険者資格の管理や保険料の賦課・徴収、給付事業など市民の皆さんに身近な業務を行います。制度変更に伴う窓口の変更や必要な手続きはありません。

高額療養費の多数回該当の算定方法など、詳しくはお問い合わせください。

## 忘れず加入・脱退手続きを

就職や退職などで国民健康保険に加入・脱退する場合は、14日以内に手続きをしてくだ

さい。

## 国民健康保険の加入

対象 退職して勤務先の健康保険を脱退した人、または任意継続していた保険を脱退した人(被扶養者を含む)

## 国民健康保険の脱退

対象 勤務先の健康保険に加入した人(被扶養者を含む)  
※ 手続きが遅れると不要な保険料の納付や引き落としが発生しますのでご注意ください。

## 加入・脱退の手続き方法

手続きには、郵送と、窓口の2通りがあります。  
▼郵送：右下表の必要なものを、郵送(なるべく簡易書留)で、健康保険課給付資格担当(〒596-8510)へ  
▼窓口：右下表の必要なものを持参し、直接、健康保険

# 4月6日(金)～15日(日)は春の全国交通安全運動

昨年、市内で起きた交通人身事故は1,022件で、そのうち高齢者の事故が304件と最も多く、自転車に関する事故も272件発生しています。また、飲酒運転による人身事故も発生しています。飲酒運転は絶対にやめましょう。

期間中、様々な活動を行います。  
問合せ 建設管理課交通安全担当 (☎423-9499)

### 主な活動

内容	日時	場所
交通安全啓発活動	4月6日(金) 午前7時半	南海岸和田駅前
こども交通安全教室	4月15日(日) 午後1時半(雨天中止)	蜻蛉池公園(三ヶ山町)

## 加入・脱退手続きに必要なもの

申請方法	加入	脱退
郵送	<ul style="list-style-type: none"> <li>異動申請書</li> <li>職場の健康保険の資格喪失証明書(任意継続の2年満了による場合は、被保険者証のコピーも可)</li> <li>顔写真付きの公的身分証明書のコピー</li> <li>マイナンバーがわかるもののコピー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>異動申請書</li> <li>新たに加入した健康保険の被保険者証のコピー</li> <li>脱退する人の国民健康保険被保険者証</li> <li>顔写真付きの公的身分証明書のコピー</li> <li>マイナンバーがわかるもののコピー</li> </ul>
窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場の健康保険の資格喪失証明書(任意継続の2年満了による場合は、被保険者証のコピーも可)</li> <li>手続きに来た人の顔写真付きの公的身分証明書</li> <li>マイナンバーカードか通知カード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに加入した健康保険の被保険者証のコピー</li> <li>脱退する人の国民健康保険被保険者証</li> <li>手続きに来た人の顔写真付きの公的身分証明書</li> <li>マイナンバーカードか通知カード</li> </ul>

※ 異動申請書は市ホームページからダウンロードできます。希望者には郵送します。

## 保険料を通知します

## 4～6月の保険料

4～6月の仮算定保険料を4月中旬にお知らせします。この保険料は前年度の保険料を基に計算しています。特別徴収(年金天引き)の世帯の4・6・8月の保険料額は2月と同額ですので、通知しません。

## 本算定保険料

今年度の保険料は、平成29年中の所得金額などを基に7月に確定します。7月以降に納めていた、たく保険料は、年間保険料から仮算定額を差し引いた額になります。

## 減免の申請は7月以降に

仮算定期間中は、年間保険料が確定していないため、申請を受け付けできません。

## 保険料の限度額を変更

保険料は、医療分・後期高

## 非自発的失業者の軽減

雇用保険に加入する65歳未満の人が解雇や倒産などで離職した場合、最長2カ年度の保険料負担軽減の制度があります。詳しくはお問い合わせください。

## 75歳になる人へ

国民健康保険の世帯主が今年度中に75歳になる世帯は、特別徴収ではなく、普通徴収になっています。4月に送付する納付書でお支払いください。

## 7月以降の保険料は

単身世帯：誕生日の前月までに振り分け(8月以前生まれの人は7月で精算)  
複数世帯：他の国民健康保険加入者の保険料と合わせて年度内の納期に振り分け

## 特別徴収(年金天引き)

次の①～③の条件を全て満たす世帯は、世帯主の年金から保険料を天引きします。  
□座振替に変更したい場合はお問い合わせください。  
①国民健康保険加入者全員が65歳から74歳以下の世帯  
②国民健康保険の世帯主が年額18万円以上の年金(担保に供していないものに限る)を受給している  
③国民健康保険料と介護保険料との合算額が、国民健康保険の世帯主の基礎年金支給額の2分の1を超えない

## 保険料の軽減制度が改正

市独自の軽減制度「その他軽減」を廃止します。前年度は、経過措置として、軽減割合を従来の2分の1としていましたが、今年度からは廃止となります。

また、低所得者に対する「政令軽減」の判定所得基準が変更となり、5割軽減と2割軽減の対象が拡大しました。詳しくは通知書に同封のチラシをご覧ください。

## 課税証明書や納税証明書など 税の証明書は身近な窓口で

下表の各種税に関する証明書を、市民明書を、市民税課、各市民センター、山滝支所(内畑町)で発行しています。  
お近くの窓口をご利用ください。  
必要書類 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなどの本人確認書類(代理人の場合は委任状なども)  
問合せ 市民税課諸税担当 (☎423・9416)

### 発行できる証明書

- ①市民税・府民税所得課税証明書
- ②納税証明書、完納証明書
- ③軽自動車税継続検査用納税証明書
- ④固定資産評価証明書
- ⑤固定資産公課証明書

※ ①は、市民税課で申告が必要な場合があります。  
※ ②・③は、納付後10日以内の場合は領収証書をご持参ください。

## 教育関連施設を無料で開放 のびのびパスポートを配布

子どもの教育環境をより一層充実させるため、大阪府や兵庫県、和歌山県、徳島県内の教育関連施設を小中学生に無料で開放する「のびのびパスポート」を配布します。



対象 市内在住・在学の小・中学生  
配布 市内の各小・中学校を通じて配布  
※ 市外に通学している場合は、4月9日(月)から学校教育課または各市民センター(午前9時～午後5時半)で配布します。持参するものなど、詳しくはお問い合わせください。  
問合せ 学校教育課 (☎423・9683)